ケアマネの部屋

発行日: 令和4年3月31日 (No.30)

発行元:浜松市介護支援専門員連絡協議会

ケアプラン点検について

皆様は、ケアプラン点検を受けたことがありますか?ケアプラン点検の目的は、「ケアマネジメントのプロセスを踏まえ『自立支援』に資する適切なケアプランとなっているか、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら『気づき』を促すこと」とされています。



<浜松市介護支援専門員連絡協議会がかかわる目的>

- ① 専門職としての判断根拠を明示したうえで「利用者の自立支援」に資するケアプラン の作成が出来るようになる。
- ② 自らの「気づき」を促すことが出来るよう、当該ケアプラン作成、介護支援専門員へ改善点、修正点のみではなく、**評価できる点についてもフィードバック**していただく。
- ③ ケアプラン点検を通して確認された、ケアマネジメントにおける課題について蓄積し、 浜松市介護支援専門員連絡協議会における**研修のテーマ**としていく。

点検するケアプランが、どのような経緯で作成されているのか、その人らしいケアプランになっているかは、アスメント(課題分析)に書かれていることが大切です。その為ケアプランと同時にアセスメント(課題分析)にかかる資料も一緒に提出していただいています。

実際にケアプラン点検を受けた方から、点検の流れや感想を伺いました

私は3年前に対象事例を提出しました。対象となる利用者について提出書類の依頼が区役所からきます。指定された利用者のケアプランの関係書類の写しを期日(1ケ月くらい)までに提出します。後日、長寿保険課職員と面接し、点検結果の報告を受けます。





- ① 点検に該当するプラン
- ② アセスメント (課題分析 2 3 項目)
- ③ サービス担当者会議の要点 (照会含む)
- ④ 課題整理総括表(任意)
- ⑤ 前回のケアプラン作成時のアセスメント (課題分析 2 3 項目)
- ⑥ 前回のケアプランから今回のケアプラン作成時までのモニタリング
- ⑦ 前回のケアプランから今回のケアプラン作成時までの支援経過記録
- ⑧ 自己点検シート

感想

面接となると緊張するし、どういう事を指摘されるか不安でした。しかし、自分のプランが正しいのか (正解はないのですが…) ケアプランの点検評価をしてもらう機会が今までになく、内容表記や必ず記載 するところなど、本当にこれで良いのかと感じていた。面談を通して、アセスメント (課題分析) がしっかりできていないと自立支援にむけたニーズをプランに落とし込みするのが大変だと思った。自分のプランにもニーズに「安全・安心」という目標があり、抽象的なので具体的に表現するといい。本人の出来ること、家族の支援などインフォーマルな部分もプランにつなげられると良いとアドバイスいただきました。コロナ禍により、対応がかわってきている、これで良いのかな?と自問自答している。

その人らしいケアプランを作成するために

ケアプランを作成した「その時」は、利用者にとって長い人生の中のほんの一瞬かもしれません。しかし、その方の生きてきた今までの人生を総合的に判断してケアプランを作成する事で、その人らしいケアプランを作成する事ができます。そのためには、アセスメント(課題分析)がとても重要になります。今の状況を把握し、利用者・家族の望む暮らしを確認し、何が妨げになっているのか、どのように支援をすればよいのかを分析し、ケアプランにまとめて記す。これがアセスメント(課題分析)です。



つまり、アセスメント (課題分析) は、ケアプランに表記されている内容の説明書のようなものです。 アセスメント (課題分析) 表を見れば、ケアプランの言葉の裏に書かれている意味が分かるものでなけれ ばいけないということです。また、ケアプラン見直し後の継続プランでは、前回作成したケアプランがど のように実行され (または、実行されず)、どのように利用者が変化したかということも、アセスメント (課題分析) 表には載ってこなければいけません。そのために毎月モニタリングを行っています。

このように、ケアプラン点検では、「自立支援」に資するケアプランを作成するために、基本となる事項を保険者が介護支援専門員とともに検証、確認しながら自らのケアマネジメントプロセスを見直す機会と考えていただきたいものです。

令和3年度は、「生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプラン」が、このケアプラン点検の中にも 加わりました。是非この機会に、ご自身のケアプランについて考えてみませんか。

課題分析標準項目(23項目)について

課題分析標準項目として、厚生労働省から提示されている項目は、基本情報に関する項目 (No. 1~9) とアセスメント (課題分析) に関する項目 (No.10~23) があります。

各事業所によって、アセスメント様式は異なります。基本情報と課題分析に関する項目とを別々の様式で作成している事業所もあると思いますが、ケアプラン点検の提出を求められた場合は、シート名にかかわらず、課題分析標準項目(23項目)の内容が書かれた資料の提出をお願いいたします。

各支部・包括の活動、紹介

南区支部

南区は、浜松市東南部の7地区(新津・可美・芳川・河輪・五島・白脇・飯田)で構成され、面積は 市全域の約3%を占めています。人口は市全体13%を占め、高齢化率は27.4%、五島地区では29%と高 く、超高齢化社会を感じます。

支部では、年1回の支部主催の研修を行なっています。昨年は、コロナ禍で実施できませんでしたが、今年度は、3月に実施を予定しております。リモートでの研修にも慣れ、包括主催の研修やみなみ区 Love はリモートで実施しております。

みなみ区 Love とは、ケアマネジャー以外の職種の参加もでき、テーマに沿って意見交換を実施しております。コロナ禍前は、顔を合わせる関係作りとして実施しておりました。多職種の連携の機会となり、とても参加者が多い研修となっています。

今年度は、アセスメントを振り返るための研修や障害サービス・連携についての研修を行なってきました。今後も、ケアマネジャーの希望に沿いながら、研修の企画・実施を行なっていきたいと思います。

指定居宅介護支援事業所 南風 中村 元美

南区地域包括支援センター

南区は、新津、可美、芳川、河輪、五島、白脇、飯田の7地区で構成されています。人口はおよそ10万2千人。そのうち、65歳以上の方はおよそ2万8千人となり、高齢化率は27.4%です。また、区内には外国人市民が多く、外国人市民の割合が、浜松市で最も高い地域になります。

区内には、中田島砂丘や可美総合公園、遠州灘海浜公園、飯田公園(緑化推進センター『みどり~な』) があり、自然に親しむ環境が身近にあります。また。南には遠州灘を臨み、東に天竜川、区内には南北に 安間川・芳川・馬込川が通っているため、大規模災害への備えが重要な地域といえます。

区内の課題として、大規模団地(遠州浜・中田島)の居住者の減少や高齢化、区南部の商業施設や公共 交通機関の不足、農業従事者の高齢化と後継ぎ不足による遊休農地の増加などが挙げられます。

上記のような地域特性を踏まえて、南区地域包括支援センター(新津・芳川・三和)では、センター間の連携や協働での活動を積極的に行っています。そのひとつの取り組みとして『みなみ区 Love』があります。これは、多職種・多機関の情報交換の場であり、月1回の頻度で開催しています。参加者は、薬剤師・ケアマネジャー・各専門機関・介護保険事業者・介護保険外事業者など多岐に渡ります。令和3年度はコロナ禍の影響を受け、集合形式の開催が難しい為、オンラインによるリモートで開催をしています。

今後も地域の関係機関などとの連携力を高め、高齢者が南区の住み慣れた環境で安心して暮らすことができるように支援していきます。

地域包括支援センター新津 鈴木 慎 地域包括支援センター芳川 杉浦 通彦 地域包括支援センター三和 下位 彰

令和3年4月、委託連携加算が創設されました

◎委託連携加算 300単位/月 (令和3年4月創設)

介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託しやすい環境を進める観点から、 介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、**委託時における居宅介護** 支援事業者との適切な情報連携を評価する加算。

く算定要件>

- ① 居宅介護支援事業所へ委託する際、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所 が新規であること。
- ② 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが情報連携を行っていること。 具体的には、アセスメント(利用者基本情報等)の記録を地域包括支援センターが 作成し双方で保管・共有できていること。 利用者基本情報に限らず、何かしらの 情報提供ができていれば可。

<u>委託を開始した日の属する月</u>もしくは<u>実際にサービス提供を開始した月</u>に限り1回を限度。

地域包括支援センターが予防支援・ケアマネジメントを委託	算定可
地域包括支援センターが予防支援・ケアマネジメントの委託先を変更	算定可
転居等で地域包括支援センターが変更	
① 委託先が引続き受託	算定可
② 委託先も変更	算定可
認定更新・区分変更等で介護度が変更	
① 要介護 ⇒ 要支援	算定可
② 要支援1 ⇔ 要支援2	算定不可
③ 要支援 ⇒ 要介護 ⇒ 要支援	* 算定可
受託先の居宅介護支援事業所の運営会社変更等による事業所番号の変更	算定不可



* 要介護になった時点で業務委託が一旦終了しているため、2度目の 要支援の時点で受託すれば算定可。

地域包括支援センターへ確認後、加算算定をしましょう。

浜松市介護支援専門員連絡協議会から浜松市への要望とその回答

浜松市介護支援専門連絡協議会では、毎年浜松市に対して検討していただきたい内容について要望書を 提出しております。要望事項については、当会役員にて検討し提出をしておりますが、会員の皆様からも ご要望がごさいましたら、各支部の役員に連絡を頂ければ、検討してまいります。

令和3年度の要望事項と回答を掲載します。

要望【1】

令和3年度介護報酬改定について、説明会の開催をお願いしたい。

特に、LIFE 等加算に関して分かりにくい点も多いため、解釈を含めお願いしたい。

また、併せて集団指導についても何らかの形での開催をお願いしたい。



回答

介護報酬改定に係る説明会及び集団指導について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 という観点から、集合形式による開催が困難な状況です。そのため、集団指導を昨年度同様に 動画配信による遠隔方式で開催をし、その中で令和3年度介護報酬改定に係る主な内容につい て説明をする予定です。ご理解をお願いいたします。

要望【2】

中山間地域への支援について

- 介護支援専門員の不足
- ・ 介護サービス事業所の不足
- 遠距離訪問、交通規制等の課題 など様々な課題が山積されている。

上記の課題等について、市独自の加算や居宅訪問回数の緩和など具体的な策を検討されたい。



回答

中山間地域への支援については、現在、移動に係る経費相当分の補助や介護支援専門員更新研修費用の助成等中山間地域における介護サービスの確保のための事業を行っています。今後もこれらの事業を継続するとともに、中山間地域の地理的に不利な条件を考慮し、事業者がサービス参入しやすい環境整備を促すための施策について検討してまいります。

要望【3】

中山間地はもとより、今後全市的に介護支援専門員の不足が予測される中、利用者等によるセルフプラン作成の仕組みについて具体的に検討する時期に来ていると考える。前向きに検討をいただきたい。



回答

ケアプラン作成については、専門的な知識や手腕が必要なことから、その役割を介護支援専門員の皆様に担っていただいております。セルフプランについては、介護支援専門員の資格を持たない被保険者や、その家族等が作成することになります。そのため困難な点が多く、また、客観的な観点にも欠けることから難しいと考えます。介護支援専門員が不足している状況については、引き続き、人材確保のための施策展開に努めてまいります。

要望【4】

介護予防支援について、浜松市ホームページより最新の書式等がダウンロード出来るよう整備 をお願いしたい。また、「介護予防ケアマネジメントの手引き」についても新たな加算等の解釈 も記載し、早い時期にホームページ上に掲載をお願いしたい。



回答

介護予防ケアマネジメントの手引きについては、介護報酬改定等を踏まえ修正し、令和3年9月17日に市ホームページに掲載をしました。新たな加算の解釈については手引きのQ&A (P25・26、Ⅲ給付管理・請求事務Q5・Q6)に記載しました。介護予防支援に関する書式データについても介護予防ケアマネジメントの手引きと同じ場所に掲載し、ダウンロードができるよう整備します。

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>介護保険事業者及び従業者の皆様へ>各種手続きなど>3. その他>浜松市における介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防ケアマネジメントの手引き

※回答は、令和3年10月5日時点のものです。

令和3年度 第2回 浜松市介護支援専門員連絡協議会研修報告

連絡協議会の令和3年度第2回研修会が、1 1月19日にZOOMを用いたオンラインで開催され、115名の会員の方が参加されました。 今回は「ケアマネジャーが知っておくと便利な 障がい福祉サービス豆知識」のテーマで、浜松市 中障がい者相談支援センターの藤川晴海所長を お招きし、ご講義いただきました。

講義では、障害福祉サービスの種類、介護保険 と障害福祉の関係、障害福祉サービスを利用す る際のポイントや相談窓口をわかりやすく教え



て頂きました。また、グループワークでは、これまで障害福祉サービスを活用した経験がある方も、これから障害福祉サービスを活用するかもしれない方も、それぞれに情報交換ができたのではないでしょう

か。



当協会でも、今年度からZOOMを用いたオンライン研修に取り組んでおります。法定研修は、今後ZOOMによるオンライン研修になっていきますので、トラブルなく参加できるよう皆様もぜひZOOMに慣れていっていただきたいと思います。今後も、当協会では、皆様の実務に役に立つ研修を開催していきたいと思います。

広報委員会 澤木かおり

~編集後記~

コロナ禍となり、仕事の仕方を変えた事業所も多いのではないでしょうか。新しい事にチャレンジする事を強いられ、オンラインでの会議や研修も、頑張っているうちになんとか出来るようになってきましたね。換気の為に窓を開けた部屋の中で、隙間風を受けながら仕事をするだけでも辛いのに、追い打ちをかけるように花粉まで入ってくる季節となっています。皆さま健康管理に心掛けお過ごしください。

ケアマネの部屋 No 3 O号はいかがでしたでしょうか。ご意見やご要望がございましたら事務局までお寄せください。(介護保険課 FA \times 053-450-0084)

今後、ますます充実したものになりますよう、関係皆様のご理解とご協力をお願いします。

【広報委員会】(副会長) 加藤千重子(西区) 色山さゆり(南区) 大迫睦 (北区) 佐藤裕子 (浜北区) 澤木かおり(天竜区) 鈴木加奈子(中区) 松井健 (東区)若子有理